提出書類の詳細

① 教育・保育給付認定申請書表面・裏面

② 保育所入所申請時の児童の様子

③ 保育の必要性を証明する書類

65歳未満の同居者全員分の状況を考慮し優先度を決定しますので、全員分の証明書類をご提出ください（父母以外で以下に該当しない方は不要です）。

父母・同居者の状態	必要な書類
会社等に勤務している方	**就労証明書**（勤務先に証明してもらいます） ※記載事項について雇用主（事業主）に確認する場合があります。 ※提出書類の改ざん等があった場合には、給付認定及び利用（利用の内定）を取り消すことがあります。
自営業・農業・漁業に従事している方	**就労証明書**（自営・農漁業の中心者が記入してください）
内職をしている方	**就労証明書**（取引先に証明してもらいます）
病人・高齢者を看護・介護している方	**保育の必要性の申立書** （ご本人が記入してください）
病気療養中の方 ※医師から保育できないと判断され、治療が必要な期間のみ入所可能です。	**診断書** （病院で記載してもらいます）
求職中の方・就労が内定している方 ※求職中の方は、入所後2か月以内に就労開始することが条件です。	**求職活動（就労予定）申立書** （ご本人が記入してください）
出産前後の母親 ※出産予定日８週前の月初日から産後８週の月末日まで入所できます。	**母子手帳（氏名・予定日欄）の写し** **または妊娠届出書の写し**
就学している方 ※職業訓練校に通学している場合を含みます。	**在学証明書等**（就学先に証明してもらいます）

※ 提出書類は、釜石市個人情報保護条例（平成17年釜石市条例第22号）第5条の規程に基づき、支給認定及び保育施設入所に係る事務以外の目的には使用しません。

状況に変更があった時

今後、下記のような変更があった場合は、入所調整に影響しますので、速やかに市こども家庭課までご連絡ください。

① 世帯構成や氏名の変更があった時（保護者の婚姻や離婚、養子縁組等）

② 住所変更、または住民票だけ他市町村に移す場合

③ 保育を必要とする要件や内容の変更があった時
例：求職活動の要件で申し込んだが、仕事が決まった
勤務時間が月20日×8時間から月15日×6時間になった

④ 母子手帳の交付を受けた時
手帳の表紙・分娩予定日の記載があるページの写しをご提出いただき、育児休暇の取得予定などを確認します。

⑤ 申込児童の健康状態に大きな変化があった時
安全に保育するため、医師の診断書が必要となる場合もあります。

⑥ 申込みを取り下げる時
例：保育の必要な要件を満たさなくなった（就労予定の取りやめなど）

入所調整のＱ＆Ａ

Q1：希望の園に相談したり、早くから申込すれば入所は有利になりますか？

A1：入所申込期間終了後、市こども家庭センターで一斉に入所審査するため、入所調整には影響しません。また、一斉に審査をかけるため、早く申し込んだから有利になるということはありません。

Q2：申込書に記載した利用希施設に入所可能と連絡がきたが、迷っているので少し考えてもいいですか？

A2：**４月入所は申込者多数のため、決定したら必ず入所する前提で利用希望施設を記載してください。**

Q3：同じ状況の友達は結果連絡が来たらしいのに、自分にはまだ来ないのですが？

A3：入所調整・結果連絡は並行して順次行います。申込者多数のため、同時に決定した方でも連絡日が前後することがありますので、ご了承ください。

Q4：現在育休中です。いつから保育施設に入所できますか？

A4：入所月に職場復帰していることが原則ですが、当市では、**慣らし保育（約２～３週間）の期間を考慮し、保護者の事情に応じて、職場復帰する月の前月からの入所を可能としています。**例：５月15日に職場復帰→４月入所が可能

問合せ先

釜石市保健福祉部こども家庭センター
場所：釜石市天神町5番20号　（新庁舎1F）
電話：0193-52-0094